

令和7年6月2日(月)～令和8年2月27日(金)購入分対象

生ごみを減らすことで、  
カラス対策にもなります！



# 生ごみ処理機・剪定枝粉碎機等を購入した方に 電子地域通貨「あま咲きコイン」を付与します

- ★ 自宅で使用する生ごみ処理機・生ごみたい肥化容器・剪定枝粉碎機を新たに購入した方に電子地域通貨「あま咲きコイン」を付与します。
- ★ 先着順で受付します。申込多数の場合は申請を受付できない可能性があります。

## 対 象

- ・ 生ごみ処理機
- ・ 生ごみたい肥化容器
- ・ 剪定枝粉碎機

※税抜価格10,000円以上のもの

※ディスプレイや、中古品・新古品・転売品は対象外

## 機器等の基数

1世帯1基まで

## 補助金額

あま咲きコイン5,000ポイント（5,000円相当額）

## 助成金交付対象者

- ・ 尼崎市内に住居を有し、かつ、居住している（法人は除く）
- ・ 臭気や騒音などで近隣に迷惑を掛けないよう、適切に管理・使用できる
- ・ できたたい肥や剪定枝チップを自家処理できる
- ・ この要綱による補助を、機器等を新たに購入した年度から起算して過去3年度間受けていない

## 申し込み・問い合わせ

申請書に必要事項を記入の上、販売店の領収書等の写しを添付し、郵送又はメールでご提出、またはインターネットの受付フォームから申請してください。

申請書は希望者へ市から送付するほか、市HPからダウンロードすることも可能です。

**尼崎市 ごみ減量政策担当** 〒660-0842 兵庫県尼崎市大高洲町2番地

電話：06-6409-1341 ファクス：06-6409-1277

メール：[ama-gomigen@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-gomigen@city.amagasaki.hyogo.jp)

市HPはこちら

